一般社団法人日本デフ陸上競技協会
コンプライアンス委員会規程

（目的）

第１条 本規程は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下「本協会」と省略する）本協会の倫理規程第７条に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定める。

（委員会の設置）

第２条 本協会は常設の機関として委員会を設置する。

（定義）

第３条 本規程でコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本協会における各種規則、取引に関わる契約・約款その他【陸上競技】に対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

（委員会）

第４条 委員会を構成する委員（以下「委員」という）は、理事会において、会長又は理事長を除く理事又は外部の学識経験者の中から３名以上を選任し、委員長は理事会において理事である委員の中から１名を選任する。ただし、理事及び外部の学識経験者の委員をそれぞれ最低１名以上選任するものとする。

２　副委員長は、委員会において委員の中から１名を選任する。

３　委員会は、委員長が招集し、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

４　議長は委員長とする。

５　委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

６　審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

７　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

８　委員会は、原則として非公開とする。

（審議事項）

第５条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

① コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項

② コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

③ 会員、加盟団体、その他の者による本協会、会員、加盟団体の定款、倫理規程その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項
④ 通報相談窓口の運営に関する事項
⑤ その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

（議事録）
第６条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。
２　前項の議事録は、原則として非公開とする。
３　第１項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員１名の合計２名が記名押印する。
４　議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

（任期）
第７条 委員の任期は、理事にあっては定款第２７条に定めのある理事の任期によるものとし、学識経験者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後２年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

（守秘義務）
第８条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

（事務）
第９条 委員会の事務は、本協会の総務委員会が行う。

（規程の変更）
第１０条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則
本規程は、2020 年１０月１日から施行する。